

広告掲載で きる内容	姫路市広告事業実施要綱及び姫路市広告掲載基準並びに関係法令を遵守し、 事前に本市の審査後、その承認を受けた広告内容とします
---------------	--

3 広告掲載期間

令和9年4月1日から令和11年12月31日まで

4 広告掲載料について

- (1) 広告掲載料は、市が提示する希望最低価格以上の価格を提示する競争入札方式により決定します。

区画	1 枠あたりの希望最低価格
①外野フェンス	月額27,500円（税込み）以上
②内野フェンス	月額22,000円（税込み）以上
③ダグアウト上部	月額22,000円（税込み）以上

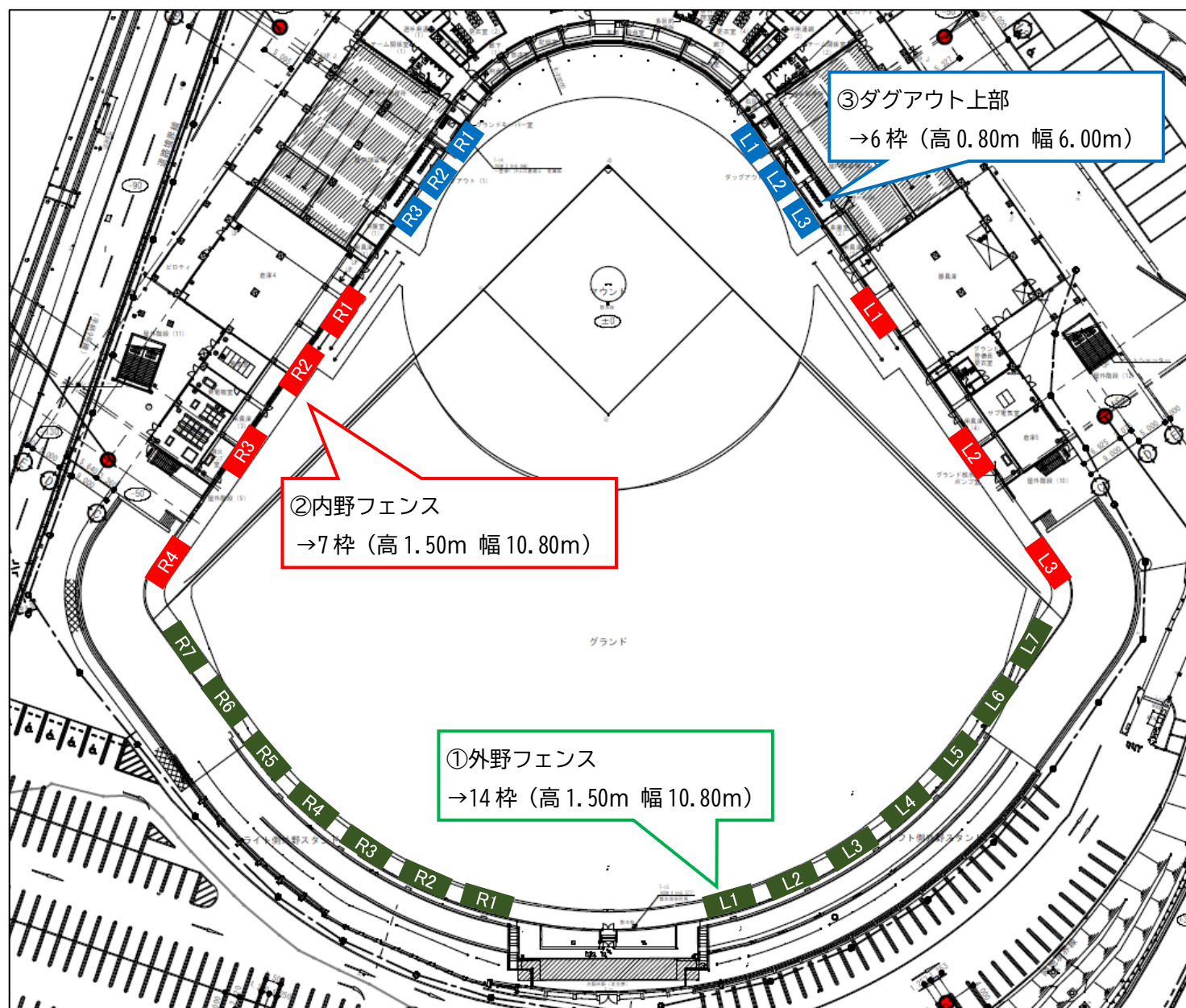
- (2) 広告掲載料は、年度ごとに、市の指定する期日までに一年間分を一括で納付していただきます。

ただし、3年度目については、広告期間が令和11年4月1日から令和11年12月31日までとなりますので、9箇月分となります。

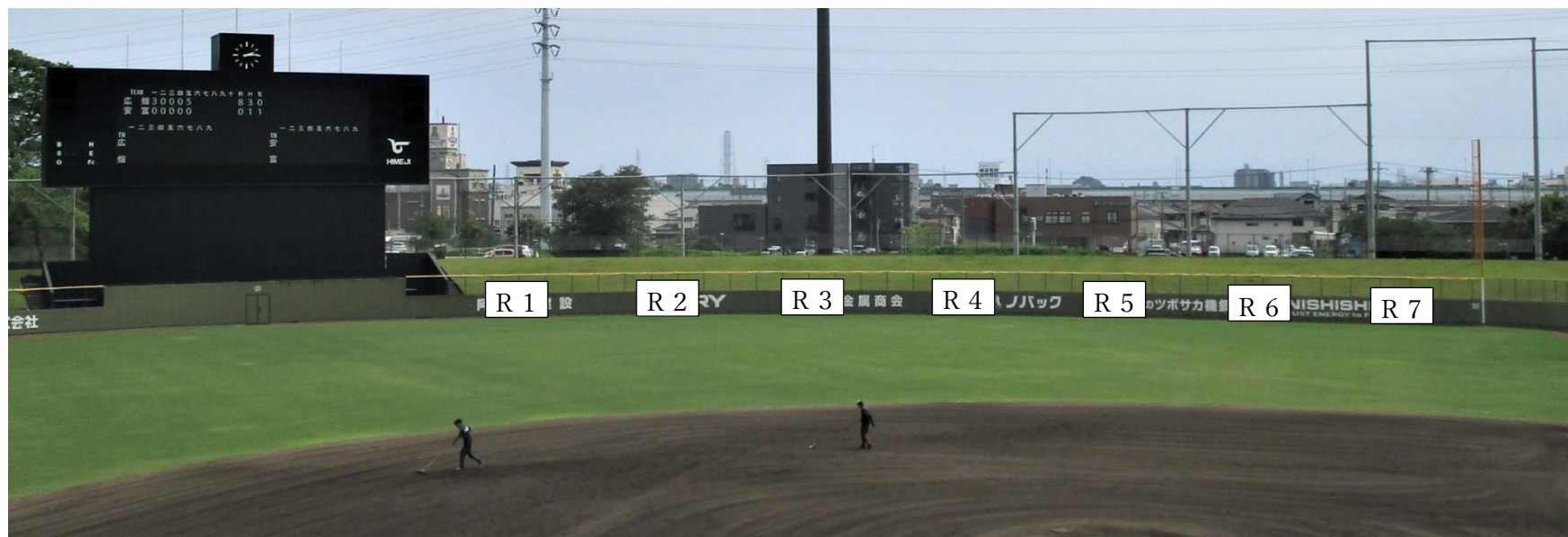
- (3) スポンサーの都合により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しません。

- (4) 広告の版下作成まではスポンサーの負担、掲載作業は、姫路市の負担とします。

ウインク球場 広告掲載位置図



①外野フェンス



②内野フェンス



③ダグアウト上部

